

【1996年7月26日】制度改革の経過

厚生省保険局国民健康保険課

最近の国民健康保険制度改革

| | |
|---------------------------|---|
| <p>昭和 59 年 (1984)</p> | <p>・健康保険法、国民健康保険法等の改正（10月） 退職者医療制度の創設 国庫負担率の見直し 医療費の45%から保険給付費の50%へ変更。 併せて財政調整機能を強化。</p> |
| <p>昭和 63 年 (1988)</p> | <p>・国民健康保険法の改正（6月） 高医療費市町村における運営の安定化の推進 厚生大臣が指定する医療給付費等が著しく多額な市町村は「安定化計画」を作成して医療費適正化等の運営努力をすることとしたもの。（基準超過医療費共同負担制度） 保険基盤安定制度の創設 保険料（税）の軽減分に対して、国と地方（都道府県・市町村）が共同して財政援助する仕組み。（国500億円、都道府県250億円、市町村250億円） 高額医療費共同事業の強化・拡充 高医療費の発生による国保運営の不安定化を緩和するために、各都道府県の連合会が行う再保険事業である高額医療費共同事業に対して、国・都道府県が補助を行うこととしたもの。（国10億円、都道府県190億円） （及び は、昭和63年度及び平成元年度の2年限りの措置）</p> |
| <p>平成 2 年 (1990)</p> | <p>・国民健康保険法の改正（6月） 保険基盤安定制度の恒久化 （国527億円、都道府県264億円、市町村264億円） 国庫助成の拡充と財政調整機能の強化 基盤安定交付金とは別建てで給付費の50%を負担し、国庫負担増額分を財政調整交付金に重点配分することとしたもの。 高額医療費共同事業の延長継続（S63年改正の措置を継続）</p> |
| <p>平成 4 年 (1992)</p> | <p>・市町村国保事業対策 国保財政安定化支援事業の創設（地方財政措置） 助産費補助金の一般財源化 国保事務費のうち、職員給与費相当分を一般財源化</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>国保特別対策費補助金の創設</p> |
| <p>平成 5 年 (1993)</p> | <p>・ 国民健康保険法の改正 (4 月)</p> <p>国保財政安定化支援事業の制度化</p> <p>市町村は、被保険者の所得の状況その他の事情を勘案して算定した額を、一般会計から国保特会に繰り入れることができる旨を国保法上明記することとしたもの。</p> <p>基盤安定制度における国庫負担の変更</p> <p>保険基盤安定繰入金に対する負担割合を、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 から、国 100 億円 (定額)、都道府県 1/4、残額市町村に変更した。</p> <p>(及び は、平成 5 年度及び 6 年度の 2 年限りの措置)</p> <p>高額医療費共同事業を 2 年間暫定継続</p> |
| <p>平成 6 年 (1994)</p> | <p>・ 健康保険法等の改正 (10 月)</p> <p>健康保険制度の改正に準じた改正</p> <p>付添看護・介護に係る給付の改革、在宅医療の推進、入院時の食事に係る保険給付の見直し等の事項について、健康保険制度の改正に準じた改正を行うもの。</p> <p>療養取扱機関等の廃止</p> <p>療養取扱機関、国民健康保険医等の制度を廃止し、健康保険法上の保険医療機関等、保険医等の制度に統一。</p> <p>社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例</p> <p>社会福祉施設入所者であって措置により当該施設所在地の市町村へ転入してきたものについて、措置時に住所があった市町村の国民健康保険に引き続き加入する特例を設けるもの。</p> |
| <p>平成 7 年 (1995)</p> | <p>・ 国民健康保険法等の改正 (4 月)</p> <p>国保法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応益割合に応じた保険料軽減制度の拡充 ・ 保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例 (H7・170 億円、H8・240 億円) 財政安定化支援事業の暫定的制度化の継続 (平成 8 年度まで) ・ 高額医療費共同事業の拡充・制度化等 (国 30 億円、都道府県 310 億円) ・ 基準超過医療費共同負担制度に係る指定基準 ・ 負担変更基準引下げ ・ 精神・結核に係る住所地特例の創設 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| | <p>老健法の改正</p> <p>・加入率上下限の引上げ等</p> |
|--|-----------------------------------|

保険基盤安定制度の概要

1. 保険基盤安定制度の目的

市町村国保の被保険者の保険料（税）軽減相当分を、国、都道府県、市町村が公費で補填することにより、国保被保険者の保険料（税）負担の緩和を図るとともに、市町村国保の財政基盤の安定に資する。

2. 費用の負担

市町村は、保険料（税）の軽減相当額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる。

国は、繰入額の 1/2 を負担する。（平成 5 年度以降、暫定的に定額負担）

都道府県は、繰入額の 1/4 を負担する。

3. 算定方法

保険料軽減総額については、毎年度 10 月 20 日までに軽減世帯であることが明らかとなった世帯に係る保険料軽減総額とする。

4. 費用負担額

| | （平成 4 年度） | （平成 5 年度） | （平成 6 年度） | （平成 7 年度） | （平成 8 年度） |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国 | 540 億円 | 100 億円 | 100 億円 | 170 億円 | 240 億円 |
| 都道府県 | 270 億円 | 280 億円 | 290 億円 | 311 億円 | 341 億円 |
| 市町村 | 270 億円 | 740 億円 | 760 億円 | 764 億円 | 784 億円 |

| | （軽減基準所得） | （基準に該当する年間給与収入） |
|-------|---------------------------|------------------|
| 6 割軽減 | 33 万円 | 98 万円 |
| 4 割軽減 | 33 万円+（24 万円×世帯主以外の被保険者数） | 135 万円（3 人世帯の場合） |

国保財政安定化支援事業の概要

1. 趣旨

国民健康保険財政の安定化、保険料（税）負担の平準化等に資するために一般会計が

ら国保特会に繰入れを行うことができるものとする。

| | |
|------------------|------------|
| 平成 4 年度地方財政計画計上額 | 約 1,000 億円 |
| 平成 5 年度地方財政計画計上額 | 約 1,250 億円 |
| 平成 6 年度地方財政計画計上額 | 約 1,250 億円 |
| 平成 7 年度地方財政計画計上額 | 約 1,250 億円 |
| 平成 8 年度地方財政計画計上額 | 約 1,250 億円 |

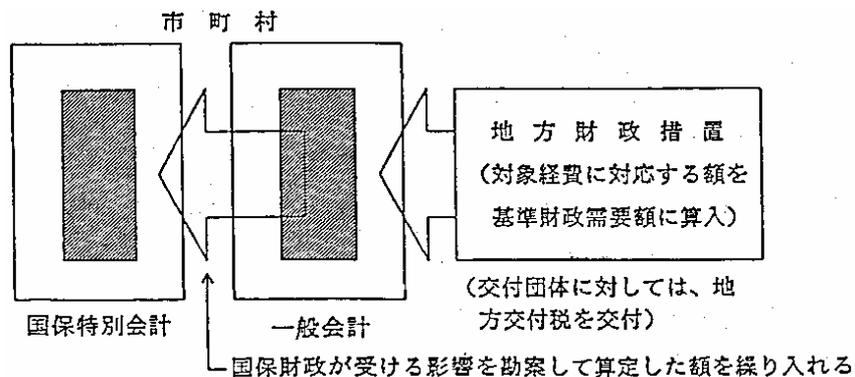
2. 対象経費

以下の 、 、 を勘案して算定された額

被保険者の応能割保険料の負担能力が低いことにより国保財政が受ける影響（700 億円）

病床数が特に多いことによる医療費の増加により国保財政が受ける影響（300 億円）

被保険者の年齢構成が高齢者に偏していることにより国保財政が受ける影響（250 億円）



高額医療費共同事業の概要

1. 目的

高額医療費の発生による市町村国保の財政運営の不安定を緩和する。

2. 実施主体

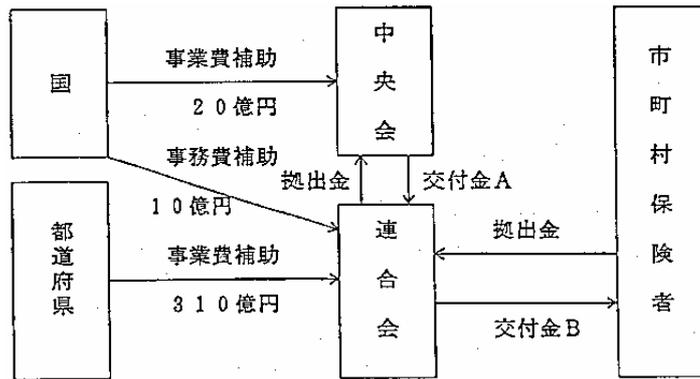
都道府県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）

国民健康保険中央会（超高額医療費に係る部分。以下「中央会」という。）

3. 対象

は当該都道府県内のすべての市町村、 はすべての連合会

4. 仕組み（数字は平成 7 年度ペース）



〔交付金 A の対象〕 1月当たり 450 万円を超える場合に 200 万円を超える額
 〔交付金 B の対象〕 1月当たり 80 万円を超える額（交付金 A の対象を除く。）
 基準超過医療費共同負担制度に係る基準の改正

〔実績給付費＝入院＋外来〕

| | | | | |
|------------|----------|--------------------|----------|---|
| 保険料 | 国 | 災害等特別事情に係る給付費額 | | (1)指定市町村の指定 ↓ (2)安定化計画の作成 ↓ (3)基準超過費用額の 共同負担 |
| 保険料 1/2 | 国 1/2 | | | |
| 保険料 1/2 | 国 1/6 | 県 1/6 | 市 1/6 | |
| | |3%上限 | | |
| | | 基準超過費用額 | | |
| | |基準給付費×1.20 ⇒ | | 見直し後 1.17 |
| | |指定基準 : 1.17 ⇒ | | 見直し後 1.14 |
| | | (基準給付費) | | |

(注 1) 基準給付費とは、年齢階層別一人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の医療給付費

(注 2) 該当市町村の変化

| 年度 | 63 年 度 | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|--------|-----------|-----|------|------|------|------|
| 指定市町村数 | 146 | 147 | 130 | 122 | 118 | 118 |
| 負担市町村数 | 76 | 72 | 71 | 68 | 60 | 60 |

実際の負担年度は、それぞれの年度の 2 年後である。